

保存版

国保だより

令和4年7月号
八代市役所 国保ねんきん課

市

ジェネリック医薬品を利用して、医療費を節約しましょう!

ジェネリック医薬品とは、**新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に発売される低価格な医薬品のことです。**

1. 従来のお薬と変わらない安全性

ジェネリック医薬品は、新薬と同様の国の厳しい審査基準を満たしているため、安心してご利用いただけます。

2. 利用しやすい価格

開発コストがかからない分、先発医薬品と同じ有効主成分、同等の効き目でありながら、低価格で提供されています。

3. さらに服用しやすく

ジェネリック医薬品の中には、先発医薬品よりも形状が小さくなった、苦味を抑えて飲みやすくなった、目印を付けて間違えにくくなった、など服用しやすく改良されているものがあり、より利用しやすくなっています。

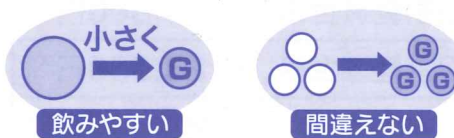
- ジェネリック医薬品を希望される方は、保険証の更新時にジェネリック医薬品希望シールを同封して送付していますので、保険証やお薬手帳にあらかじめ貼ってご活用ください。
- ジェネリック医薬品の利用にあたっては、医師・薬剤師にご相談ください。

*医療給付係(7-③番窓口) ☎33-4113

薬価・負担額の比較(例) 単位:円
(3割負担・365日服用・1日1錠服用の場合)



※上記は令和4年4月現在の比較例です。
※日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会のデータに基づき作成。
※ジェネリック医薬品代は、高いタイプと安いタイプの平均で記載しています。



新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

八代市国民健康保険及び熊本県後期高齢者医療保険に加入している被用者の方が、新型コロナウイルス感染症に感染し(発熱などの症状があり感染が疑われた場合も含みます)、その療養のため勤務できなかった期間について、一定の要件を満たしている場合に傷病手当金を受けられます。

1. 対象となる方

次の3つすべてに該当する方

- (1)八代市国民健康保険及び熊本県後期高齢者医療保険に加入している方
- (2)お勤め先から給与の支払いを受けている方(被用者) ※自営業の方は対象外となります
- (3)新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のため4日以上仕事を休み、休んだ期間に給与等がもらえない方

2. 支給額

(直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数) × 2/3 × 支給対象となる日数

※詳しくは国保ねんきん課へお問い合わせください

*医療給付係 (7-③番窓口) ☎33-4113
*後期高齢者医療係(7-②番窓口) ☎33-4490

国保加入者で人間ドックを受診される方へ

検査結果を八代市へ提出すると、報奨金として**6,000円**が交付されます

人間ドック情報提供報奨金事業

●下記の条件をすべて満たす方が対象となります。

- ・人間ドック受診日において、国保の資格を有し満40歳以上～75歳未満の方
- ・令和4年4月1日以降に受診した人間ドックの写しを提出できる方
※八代市の特定健診項目を満たしているものに限り
※八代市が実施した特定健診を受診された方及び、令和4年2月に募集した人間ドック助成事業を使用し受診された方は対象外となります



●手続きに必要なもの

- ・人間ドックの検査結果に関する記録の写し等
- ・国保の保険証、認印、通帳(人間ドックを受診された方のもの)

●受付窓口

国保ねんきん課医療給付係、八代市保健センター、鏡保健センター、各健康福祉地域事務所

《注意点》

- ・申請は、同一年度に1人あたり1回。
- ・申請期限は、人間ドックの受診日から起算して2ヶ月を経過する日または、年度末日(3/31)のいずれか遅い日まで。(令和5年2月以降に受診される方は、できるだけ4月末までに申請をお願いします。)

※この事業は、市民の皆様の特定健康診査の受診状況を把握し、その後の特定保健指導の実施に結びつけ、さらなる健康増進を図ることを目的としていますので、ご提供いただいた情報は、それらの目的以外には利用しません。

*医療給付係(7-③番窓口) ☎33-4113

*八代市保健センター ☎32-7200

*八代市鏡保健センター ☎52-5277

マイナポータルで自分の特定健診の情報などが閲覧できます

マイナンバーカードの健康保険証利用申込をされた方は、自分のお薬の情報や令和2年度以降の特定健診の結果などをマイナポータルで閲覧することができます。生活習慣の改善など健康管理に役立てることができますので、ぜひご利用ください。

- ☑マイナポータルで処方された薬の情報をいつでも見られます。
- ☑特定健診の情報など自分の体にかかわる知っておくべき情報を、いつでもどこでも確認できます。



マイナンバーカードの健康保険証利用については、その他にも限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されるなど多くのメリットがあります。詳しくはマイナンバーカードの保険証利用のページ(外部サイト)をご覧ください。

マイナンバーカードの
↓保険証利用のページ↓



正しく施術を受けましょう！

整骨院・接骨院のかかり方

健康保険等が使える？使えない？

整骨院・接骨院における柔道整復師による施術は、国保や後期高齢者医療、健康保険等が**使える場合と使えない場合があります。**

●健康保険等が使えるもの —ケガや原因のある痛み—

●医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき。（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、医師の同意を得ることが必要です。）

●骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

○日常生活やスポーツで、くじいたり打ったりして、負傷したとき

○日常生活やスポーツで、同じ動作の繰り返しや姿勢を変える動作によって、負傷したとき

具体例 ・日常生活中、椅子から立ち上がろうとしてひねった際、腰が痛くなった
・日常生活中、急に方向を変えようとした際、膝に痛みが出た など



◆健康保険等が使えないもの —病気や原因不明の痛み—



- ◆単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- ◆脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- ◆病院、診療所などで、同じ負傷等を治療されている場合
- ◆労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

☆負傷原因は正確に伝えましょう。

健康保険等は治療を目的としたものであり、上記のように健康保険等の対象とならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。また、交通事故等による第三者行為の場合は保険者に連絡してください。

☆施術が長引く場合は、内科的要因も考えられますので、一旦、医師の診察を受けましょう。

☆療養費支給申請書の内容をよく確認し記入しましょう。

受領委任の場合は柔道整復師が患者さんに代わって保険請求を行うため、施術を受けたときは、傷病名、日数、金額等をよく確認し、療養費支給申請書の受取代理人の欄に、原則、患者さん自ら記入してください。

☆領収証を受け取りましょう。

施術所においては、領収証の発行が義務付けられています。必ず受け取り大切に保管してください。高額療養費や医療費控除申請に使えます。また、保険者から定期的に届く医療費通知に誤りがないか確認してください。（一部負担金は10円未満を四捨五入して徴収しますので、誤差が生じる場合があります。）

*医療給付係(7-③番窓口) ☎33-4113

令和4年度の国民健康保険税について

主な変更点

●課税限度額が一部引き上げられます。（地方税法の改正）

基礎課税額の課税限度額	63万円→65万円
後期高齢者支援金等課税額の課税限度額	19万円→20万円
介護納付金課税額の課税限度額	17万円(据置き)

●子育て世帯の負担軽減の観点から、未就学児（世帯内の、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）に係る均等割額が半額に減額されます。

（地方税法の改正）

基礎課税額の未就学児均等割額 29,600円			後期高齢者支援金課税額の未就学児均等割額 9,300円		
世帯区分	改正前	改正後	世帯区分	改正前	改正後
7割軽減世帯	8,880円	4,440円	7割軽減世帯	2,790円	1,395円
5割軽減世帯	14,800円	7,400円	5割軽減世帯	4,650円	2,325円
2割軽減世帯	23,680円	11,840円	2割軽減世帯	7,440円	3,720円
一般世帯	29,600円	14,800円	一般世帯	9,300円	4,650円

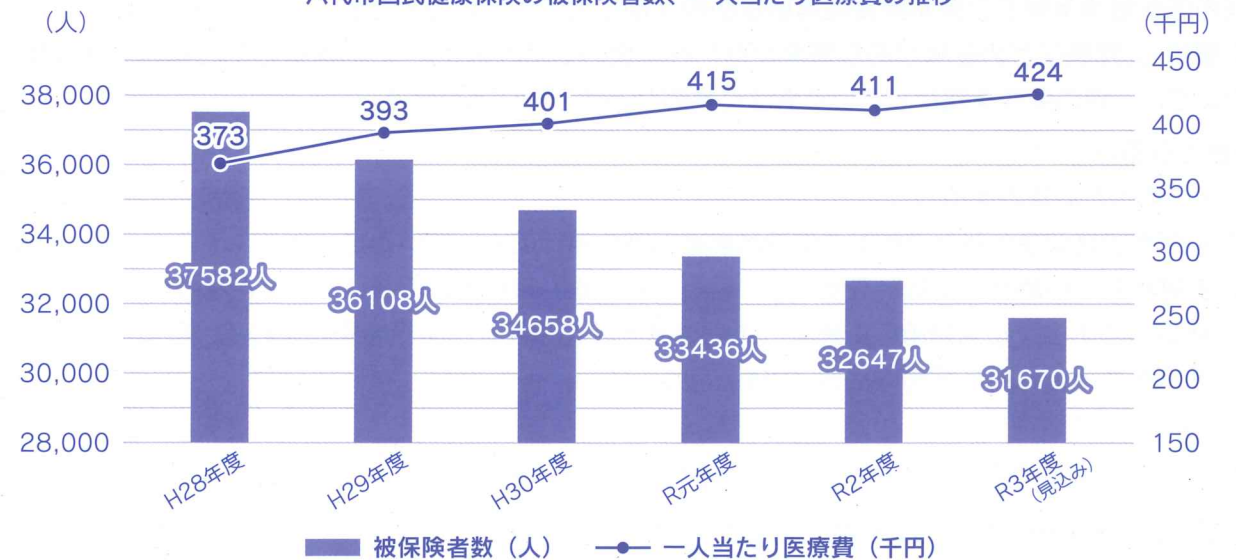
令和4年度の保険税率を据え置きます

本市の国民健康保険特別会計においては、令和2年度決算において、5年ぶりに累積赤字が解消されました。

しかしながら、国民健康保険被保険者数の減少により、今後も保険税の税収の減少が見込まれるとともに、被保険者の高齢化や医療の高度化により、一人当たりの医療費は増加傾向にあります。

また、コロナ禍による税収や医療費への影響が不透明な現状から、令和4年度は国民健康保険の保険税率を据え置くことといたしました。

八代市国民健康保険の被保険者数、一人当たり医療費の推移



*R2年度の一人当たり医療費の減少は、新型コロナウイルス感染症による受診控えが影響したためと思われます。

*保険税係(7-④番窓口) ☎33-4113